

補助金の交付までの流れ

申請者

君津市

◆交付申請前の確認事項

- ・対象住宅の売買契約をしていない
- ・対象住宅の名義を共有名義とする場合は、持分の割合が最大になる者を申請者としている
- ・交付申請書を12月末までに提出し、実績報告書を対象住宅の所有権移転日（子育て世帯リフォームの工事の該当者は、工事の完了の日）から30日以内、または当該補助年度の2月末日のいずれか早い日までに提出できる

①交付申請書の提出

②交付決定の通知

※交付申請日から2週間程度

◆交付決定の通知後に行うこと

- ・対象住宅の売買契約や所有権移転の登記
- ・子育て世帯リフォーム工事の契約と施工（該当者のみ）

※交付申請の内容に変更が生じる場合、変更承認申請を行い変更承認の通知を受けてください

◆実績報告書を提出する際の注意点

建物に係る登記の全部事項証明書に記載された所有権移転年月日（子育て世帯リフォーム工事の該当者は、工事の完了の日）から30日以内、または当該補助年度の2月末日のいずれか早い日までに提出してください

③実績報告書の提出

④額の確定通知

※実績報告日から2週間程度

⑤補助金の請求

◆補助金を請求する際の注意点

額の確定通知を受けた日から14日以内に請求書を提出してください

⑥補助金の交付